

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人 出東福社会

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人出東福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、職員としての身分を有する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 理事長の報酬は、その責務に応じ月額をもって定める額及び次項に定める額とする。

- 2 役員等が、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会その他の会議若しくは法人業務（以下「会議等」という。）に出席又は従事したときは、職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員に報酬等は支給しない。
- 5 賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当については、支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 役員等の報酬額は、別表第1のとおりとし、その各年度の総額は、次の各号に定める額を超えないものとする。

- (1) 評議員 定款第8条で定める額
- (2) 全理事 80万円

(3) 全監事 30万円

(報酬の支給日及び支給方法)

第5条 月額をもって支給する理事長の報酬は、社会福祉法人出東福社会職員給与規程第6条の規定を準用し、支給する。この場合において、「給与」とあるのは、「報酬」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による報酬を除く役員等の報酬は、職務執行の当日通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。

3 前項の振り込みは、報酬支給事由の発生した日の属する月の翌月10日（以下「支給日」という。）に行うものとし、当該支給日が休日に当たるときは、その日の前日（その日が休日に当たる時は、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは支給日の翌日））に振り込むものとする。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 削除

(費用)

第7条 役員等に支払う費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、常勤役員対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合は、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日以後遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては、必要に応じて支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

- 2 社会福祉法人出東福社会法人役員及び評議員の報酬等に関する規程は、廃止する。
- 3 この規程は、平成30年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月26日から施行し、この規程による改正後の役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程第5条第3項の規定は、令和5年9月1日から適用する。

別表

第1 役員等の報酬の額（第4条関係）

役職名	報酬の額		
理事長	月額10,000円		
評議員	会議等への出席の都度：1人3,000円		
非常勤役員	会議等への出席の都度：1人3,000円		
	研修、講習会等	4時間以内	3,000円
		4時間以上	5,000円
監事	会議等への出席の都度：1人3,000円		
	監査及び研修会等	4時間以内	3,000円
		4時間以上	5,000円

備考 この表に掲げる額は、所得税にかかる源泉徴収税額を控除した後の額とする。

別表第2 費用（第7条第1項関係）

事項	費用弁償額	
対外会議等への出席	公共交通機関を利用する場合	法人本部から会議等開催場所までの公共交通機関運賃実費額
	公共交通機関を利用しない場合	住居から会議等開催場所までの往復距離に1kmにつき35円（1km未満四捨五入） （ただし、4km未満は、支給しない。）
	公共交通機関と自動車等を併用する場合 （自動車等の利用距離が往復4km以上の場合に限る。）	次の額を合算した額 （1）住居から利用公共交通機関の駅等までの往復距離1kmにつき35円（1km未満四捨五入） （2）乗車駅等から会議等開催場所の最寄降車駅等までの公共交通機関の運賃等の額
県外出張	法人職員旅費規程に定める額	
上記のほか、職務執行に必要な経費 （研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額	